

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月1日
【会社名】	株式会社 神戸製鋼所
【英訳名】	Kobe Steel, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 廣士
【本店の所在の場所】	神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号
【電話番号】	078(261)5198
【事務連絡者氏名】	経理部担当部長 山本 明宏
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号
【電話番号】	078(261)5198
【事務連絡者氏名】	経理部担当部長 山本 明宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

## 1【提出理由】

当社は、平成25年2月1日開催の取締役会において、当社の代表取締役の異動を決議しました。また、当社を完全親会社とし、当社の連結子会社である(株)神鋼エンジニアリング&メンテナンス(以下、「神鋼E N & M」という。)を完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」という。)を行なうことを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。これらにより、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第9号の規定に基づいて提出するものであります。

## 2【報告内容】

代表取締役の異動

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日 (予定)	所有株式数 (提出日現在)
川崎 博也 (昭和29年8月4日)	代表取締役社長	専務取締役	平成25年4月1日	118千株
主要職歴	昭和55年4月 平成19年4月 平成22年4月 平成24年4月 平成24年6月	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社専務執行役員 当社専務取締役(現)		

神鋼E N & Mとの株式交換について

### (1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金(又は出資)の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス
本店の所在地	神戸市灘区岩屋北町4丁目5番22号
代表者の氏名	取締役社長 田中 毅
資本金の額	150百万円(平成24年3月31日現在)
純資産の額	9,001百万円(平成24年3月31日現在)
総資産の額	24,763百万円(平成24年3月31日現在)
事業の内容	製鉄プラント・エネルギープラント・化学プラント・産業機械の設計製作据付・メンテナンス、電気計装コンピュータ設備の設計製作据付・メンテナンス・基本システム構築、特殊金属機器・配管の設計製作据付、特殊ガス配管工事、各種プラントの計画・設計・機器調達・建設・試運転・保全の一貫した業務、造園・土木等工事業、電気・空調等工事業、厚生施設管理事業、機器設備事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位:百万円)

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	49,323	41,635	40,240
営業利益	1,361	1,305	483
経常利益	1,483	1,424	570
当期純利益	800	735	650

## 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成24年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社神戸製鋼所	80.55
布施 竹治	4.56
越智 精一	3.16
月岡 定康	1.50
川久保 芳	1.30

## 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は神鋼 E N & M の株式 247,213 株 ( 持ち株数の割合 80.55% ) を保有しております。
人的関係	当社の従業員の 2 名が取締役、3 名が監査役をそれぞれ兼任しております。
取引関係	当社は神鋼 E N & M に対し、当社設備の保全等を委託しております。

## (2) 当該株式交換の目的

当社は神鋼 E N & M を本株式交換により完全子会社とすることにより、意思決定の迅速化・経営管理の効率化等を図り、神鋼グループの連結経営施策の実行や機動的なグループ経営を推進します。

## (3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

## 株式交換の方法

平成25年2月1日に締結した株式交換契約書に基づき、平成25年4月1日を株式交換の効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、神鋼 E N & M を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社については、会社法796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに行なう予定です。神鋼 E N & M については、平成25年2月15日に開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行なう予定です。

## 株式交換に係る割当ての内容

神鋼 E N & M 株式 1 株に対して、当社株式 7.89 株を割当て交付します。ただし、当社が保有する神鋼 E N & M 株式 247,213 株については、本株式交換による株式の割当ては行ないません。また、交付する当社株式には当社が保有する自己株式 (平成24年12月31日現在 109,150,902 株) を充当する予定であり、新株式の発行は行なわない予定です。

## その他の株式交換契約の内容

当社が神鋼 E N & M との間で平成25年2月1日に締結した株式交換契約の内容は、以下の通りです。

## 株式交換契約書

株式会社神戸製鋼所 (以下、「甲」という。) と株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス (以下、「乙」という。) とは、以下のとおり株式交換契約 (以下、「本契約」という。) を締結する。

## 第1条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換 (以下、「本株式交換」という。) を行い、甲は乙の発行済株式 (但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。) の全部を取得する。

## 第2条 (株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 甲 (株式交換完全親会社)

商号: 株式会社神戸製鋼所

住所: 神戸市中央区脇浜町二丁目10番26号

## (2) 乙 (株式交換完全子会社)

商号: 株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス

住所: 神戸市灘区岩屋北町四丁目5番22号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の各株主（但し、甲を除く。以下同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に7.89を乗じた数の、甲が保有する甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式7.89株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従い甲が割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、甲の資本金及び準備金の額は変動しない。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2013年4月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときには、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第8条（株式交換条件の変更及び株式交換の中止）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第4項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限り。）若しくは乙の株主総会における承認が得られなかったとき、本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2013年2月1日

神戸市中央区脇浜町二丁目10番26号  
甲 株式会社神戸製鋼所  
代表取締役社長 佐藤 廣士

神戸市灘区岩屋北町四丁目5番22号  
乙 株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス  
代表取締役社長 田中 毅

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、当社と神鋼E N & Mは両社から独立した第三者機関として、株式会社エフエーエスを選定し、同第三者機関に対して当社及び神鋼E N & Mの株式価値の算定を依頼しました。同第三者機関は、上場会社である当社の株式価値については市場株価法、非上場会社である神鋼E N & Mの株式価値については各種評価方式を総合的に検討した結果、配当還元法により算定しました。当社及び神鋼E N & Mはその算定結果を参考に、両社間における協議のうえ、株式交換比率を決定いたしました。なお、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金（又は出資）の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社神戸製鋼所
本店の所在地	神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号
代表者の氏名	代表取締役社長 佐藤 廣士
資本金の額	233,313百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	鉄鋼、溶接、アルミ・銅、機械、エンジニアリング等の事業

以上